

令和 3 年 6 月 21 日付で申請のあった砂利採取計画については、砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 16 条の規定により認可します。

令和 3 年 7 月 14 日

盛岡広域振興局長 高橋 達也



1 砂利採取（洗浄）場の区域及び面積

（区域） 八幡平市田頭第 1 地割 2 番地、1 番地 4、10 番地 1 の一部、
10 番地 3 の一部、10 番地 5 の一部、420 番地
第 5 地割 70 番地 3 の一部、118 番地の一部

（面積） 25,521 m²

2 採取（洗浄）する砂利の種類及び数量

砂	48 m ³ /時
砂 利	102 m ³ /時
玉 石	90 m ³ /時
合 計	240 m ³ /時

3 採取（洗浄）の期間

令和 3 年 8 月 24 日から令和 7 年 8 月 23 日まで

付記 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます。

2 この処分については、処分の取消しの訴えを提起できず、上記 1 の裁定の申請に対する裁定を経た場合に、当該裁定に対してのみ取消しの訴えを提起することができます。